

「彦根市子ども・若者プラン（第2期：令和2～6年）」（素案）の正誤表1 [内部チェックによる修正]

No.	頁	該当箇所	誤	正	いつ間違いに気づいたか	なぜ間違えたか
1	7	第6節 母子保健計画 本文中10行目	平成17年度（平成5年度）	平成17年度（2005年度）	1月21日(火)、子ども・若者 課内での再チェックにより 判明しました。	表記を修正する際に、誤って 修正したためです。
2	8	(下段) 2. 子ども・若者人 口の推移 本文中1・2行目 図表中 凡例およびグ ラフ・数値 (別紙①を参照)	(1・2行目) 6～11歳と18～30歳は、 (凡例) ■18～30歳 (18～30歳のグラフ・数値) 平成27年：16,253 平成28年：16,149 平成29年：16,074 平成30年：16,012 平成31年：16,129	(1・2行目) 6～11歳は、 (凡例) ■18～39歳 (18～39歳のグラフ・数値) 平成27年：29,731 平成28年：29,259 平成29年：28,893 平成30年：28,531 平成31年：28,469	1月21日(火)、子ども・若者 課内での再チェックにより 判明しました。	パブリックコメント前の最終 校正段階での確認が不十分で あったためです。

No.	頁	該当箇所	誤	正	いつ間違いに気づいたか	なぜ間違えたか
3	10	(上段) 1. 出生の状況 図表中の年度 彦根市の出生数 彦根市の出生率 滋賀県の出生率 出典資料 (別紙②を参照)	(出生数・出生率) 彦根市出生数 彦根市出生率 平成24年：1,103 9.9 彦根市の出生数 平成25年：1,013 9.1 彦根市の出生率 平成26年：1,029 9.2 滋賀県の出生率 平成27年：973 8.7 出典資料 平成28年：994 8.9 平成29年：943 8.9 滋賀県出生率 平成24年：9.5 平成25年：9.3 平成26年：9.1 平成27年：9.1 平成28年：8.7 平成29年：8.3 (出典資料) 資料：人口動態統計	(出生数・出生率) 彦根市出生数 彦根市出生率 平成25年：1,022 9.1 平成26年：1,031 9.2 平成27年：999 8.7 平成28年：1,010 8.9 平成29年：962 8.3 滋賀県出生率 平成25年：9.3 平成26年：9.1 平成27年：9.1 平成28年：8.7 平成29年：8.2 (出典資料) 資料：出生数は彦根市調べ（外国人含む）。出生率は人口動態統計	1月21日(火)、子ども・若者課内での再チェックにより判明しました。	人口動態統計資料を用いて記載していましたが、そのデータには外国人が含まれていなかったことに気付かなかったためです。
4	13	1. 保育所等利用率 図表中<①保育所> 利用児童数 旭森乳児保育園の合計(B)	(旭森乳児保育園の利用児童数 合計(B)の欄) 38	(旭森乳児保育園の利用児童数 合計(B)の欄) 40	3月4日(水)、幼児課内での確認で判明しました。	パブリックコメント前の最終校正段階での確認が不十分であったためです。

No.	頁	該当箇所	誤	正	いつ間違いに気づいたか	なぜ間違えたか
5	14	図表中<③小規模保育事業所>利用児童数 パレットの0、1、2歳、合計(B)、利用率および定員との差 <③小規模保育事業所>利用児童数 合計の0、1、2歳、合計(B)、利用率および定員との差 保育所等全体(①~④合計)の0、1、2歳、合計(B)、利用率および定員との差	(パレット) 0歳：1 1歳：4 2歳：10 合計(B)：15 利用率：136.4% 定員との差：4 (合計) 0歳：7 1歳：21 2歳：41 合計(B)：69 利用率：101.5% 定員との差：△1 (保育所等全体(①~④)) 0歳：130 1歳：365 2歳：500 合計(B)：2,697 利用率：99.9% 定員との差：△2	(パレット) 0歳：0 1歳：2 2歳：0 合計(B)：2 利用率：18.2% 定員との差：△9 (合計) 0歳：6 1歳：19 2歳：31 合計(B)：56 利用率：82.4% 定員との差：△12 (保育所等全体(①~④)) 0歳：129 1歳：363 2歳：490 合計(B)：2,684 利用率：99.4% 定員との差：△15	2月18日(火)、幼児課長による確認で判明しました。	パブリックコメント前の最終校正段階での確認が不十分であったためです。

No.	頁	該当箇所	誤	正	いつ間違いに気づいたか	なぜ間違えたか
6	17	図表 彦根市内保育所等 年齢別利用児童数一覧 事業所内保育事業所の平成31年度児童数 同 保育所等全体（合計）の平成31年度児童数および各年度の1園あたりの児童数	（事業所内保育事業所） 1歳児：10 2歳児：11 計：22 1園あたり：11.0 （保育所等全体（合計）） 0歳児：130 1歳児：373 2歳児：501 計：2,706 1園あたり：75.2 （各年度1園あたり） 平成26年度：94.2 平成27年度：93.8 平成28年度：89.5 平成29年度：79.5 平成30年度：86.1	（事業所内保育事業所） 1歳児：8 2歳児：9 計：18 1園あたり：18.0 （保育所等全体（合計）） 0歳児：129 1歳児：363 2歳児：490 計：2,684 1園あたり：78.9 （各年度1園あたり） 平成26年度：101.7 平成27年度：101.3 平成28年度：96.1 平成29年度：84.6 平成30年度：80.9	3月4日(水)、幼児課内での確認で判明しました。	パブリックコメント前の最終校正段階での確認が不十分であったためです。
7	23	第8節 ひとり親家庭（母子世帯・父子世帯）の状況 本文中1・2行目 （別紙③を参照）	平成28年度（2016年度）	平成30年度（2018年度）	1月21日(火)、子ども・若者課内での再チェックにより判明しました。	パブリックコメント前の最終校正段階での確認が不十分であったためです。

No.	頁	該当箇所	誤	正	いつ間違いに気づいたか	なぜ間違えたか
8	23	第8節 ひとり親家庭 (母子世帯・父子世帯)の状況 図表中の年度 (別紙③を参照)	平成25年度(2013年度) 平成26年度(2014年度) 平成27年度(2015年度) 平成28年度(2016年度)	平成27年度(2015年度) 平成28年度(2016年度) 平成29年度(2017年度) 平成30年度(2018年度)	1月21日(火)、子ども・若者課内での再チェックにより判明しました。	パブリックコメント前の最終校正段階での確認が不十分であったためです。
9	25	(下段) 3. 就学援助受給率 <小学校> 図中、平成28~30年度のデータ (別紙④を参照)	(平成28年度) 準要保護児童者数 810 要保護児童者数 9 合計 819 認定率 12.9 (平成29年度) 準要保護児童者数 828 要保護児童者数 9 合計 837 認定率 13.1 (平成30年度) 準要保護児童者数 805 要保護児童者数 7 合計 812 認定率 12.8	(平成28年度) 準要保護児童者数 801 要保護児童者数 9(変更なし) 合計 810 認定率 12.8 (平成29年度) 準要保護児童者数 819 要保護児童者数 9(変更なし) 合計 828 認定率 13.0 (平成30年度) 準要保護児童者数 798 要保護児童者数 7(変更なし) 合計 805 認定率 12.7	3月4日(水)、学校教育課内での確認で判明しました。	準要保護児童者数に要保護児童者数が含まれていたためです。

No.	頁	該当箇所	誤	正	いつ間違いに気づいたか	なぜ間違えたか
10	26	(上段) 3. 就学援助受給率 <中学校> 図中、平成28~30年度のデータ (別紙⑤を参照)	(平成28年度) 準要保護児童者数 553 要保護児童者数 6 合計 559 認定率 17.2 (平成29年度) 準要保護児童者数 525 要保護児童者数 9 合計 534 認定率 17.0 (平成30年度) 準要保護児童者数 499 要保護児童者数 11 合計 510 認定率 16.7	(平成28年度) 準要保護児童者数 547 要保護児童者数 6(変更なし) 合計 553 認定率 17.1 (平成29年度) 準要保護児童者数 516 要保護児童者数 9(変更なし) 合計 525 認定率 16.8 (平成30年度) 準要保護児童者数 488 要保護児童者数 11(変更なし) 合計 499 認定率 16.3	3月4日(水)、学校教育課内での確認で判明しました。	準要保護児童者数に要保護児童者数が含まれていたためです。
11	114	第6章 指標 2. 子ども・若者の育ちに応じたまちづくり 保育士数(10/1現在)目標値	749人	834人	2月10日(月)午後、幼児課長による確認により判明しました。	パブリックコメント前の最終校正段階での確認が不十分であったためです。

No.	頁	該当箇所	誤	正	いつ間違いに気づいたか	なぜ間違えたか
1	5	(上段の囲み枠内) 【基本方針の改正方針】	【基本方針の改正方針】を記載 (平成31年2月18日資料)	【基本指針の改正の概要】に変更 (令和元年9月27日資料) (※下の欄外の囲みを参照してください。)	令和2年2月10日付け、滋賀県からの子ども・子育て支援法第61条第1項の規定に基づく市町子ども・子育て支援事業計画の協議の回答文書により判明しました。	基本指針が既に告示されていることを、把握していなかったことによります。
2	5	(下段の囲み枠内) 【子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の概要】 「(3)その他」以降	【子ども・子育て支援法の一部法律の概要】「(3)その他」 (記載無し)	【子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の概要】「(3)その他」 市町村が適正な給付を行うため、対象施設等を確認し、必要に応じ報告等を求めることができる規定を設ける。 (上記を表示します。)	令和2年2月10日付け、滋賀県からの子ども・子育て支援法第61条第1項の規定に基づく市町子ども・子育て支援事業計画の協議の回答文書により判明しました。	パブリックコメント前の最終校正段階での確認が不十分であったためです。

【基本指針の改正の概要】

- (1) 「新・放課後子ども総合プラン」の策定に伴う追記
 - ・「市町村行動計画等に盛り込むべき内容」に基づき、放課後子供教室との一体型の推進や学校施設の徹底的な活用を図ること
- (2) 児童福祉法改正等を受けた児童虐待防止対策・社会的養育の見直しに伴う追記
 - ・児童虐待防止対策について、平成28年以降の累次の児童福祉法等の改正、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」等を踏まえて追記
- (3) その他制度の施行状況や関連施策の動向を反映させるための追記・改正
 - ・幼児教育アドバイザーの配置・確保（市町村）、幼児教育センターの体制整備（都道府県）
 - ・障害児福祉計画について、調和を保つべき計画として明記すること
 - ・幼稚園の利用希望及び預かり保育の利用希望に対応できるよう適切に量を見込むこと
 - ・外国につながる幼児の増加が見込まれることを踏まえ、当該幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、市町村等は、保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を行うこと
- (4) 幼児教育・保育の無償化の実施のための子ども・子育て支援法改正に伴い以下を追記
 - ・市町村における子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保
令和元年9月27日に開催された「子ども・子育て会議（第45回）」の配付資料より作成

No.	頁	該当箇所	誤	正	いつ間違いに気づいたか	なぜ間違えたか
1	28	図表 全国学力・学習状況調査における平均正答率の推移(中学校) 下段の図表2つの表題	〈中学校・算数A〉 〈中学校・算数B〉	〈中学校・数学A〉 〈中学校・数学B〉	令和2年1月21日から2月20日まで実施したパブリックコメントの市民意見(2月17日提出)により判明しました。	パブリックコメント前の最終校正段階での確認が不十分であったためです。